

岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 六 年 九 月 十 五 日

目 次

告 示

○道路の区域変更
○道路の供用開始

(道路維持課)
(同) ページ
一 一

告 示

岐阜県告示第三百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年九月十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年九月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域変更前後の敷地の幅員（メートル）		延長（メートル）		備 考
一般国道	号	四百十八				後	前			
				恵那市飯地町字根畑二四三番二地先から同市同町字下洞三八番四地先まで		九・二五 六・七	九・二五 六・七	一、〇〇七・〇	一、〇〇七・〇	

岐阜県告示第三百七十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年九月十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年九月十五日

岐阜県知事 古田 肇

一般道	道路の種類
四百十八号	路線名
恵那市飯地町字川端一六五四番二地先から同市同町字下洞三八番四地先まで	区間
六〇・〇	延長(メートル)
令和六・九・一五	供用開始の期日
平成二九・六・六 令和六・九・一五	備(考)決(定)区(域)又(は)示(告)変(更)の(日)月(日)年(月)日(日)

令和六年九月十五日発行

発行者
発行者

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社